

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

市民活動による地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

四日市市

3 地域再生計画の区域

四日市市の全域

4 地域再生計画の目標

■地域の課題

四日市市は三重県北部に位置し、昭和30年代より石油化学産業が集積し全国でも最も古い石油化学コンビナートを擁する地域である。臨海部を中心に高度経済成長期に大きく発展し、本県経済だけでなく、戦後のわが国の経済発展に寄与してきた。このような経緯を踏まえ、臨海部工業地帯の持続的展開を目的とした「技術集積活用型産業再生特区」の認定を平成15年4月に受けたところである。こうした、臨海部の発展に伴う人口増加は内陸部へも拡大し、内陸の丘陵部では多くの住宅団地開発が進み、あわせて都市部の農地における共同住宅等の集積も急速に進んだ。

しかし、こうした社会経済環境の変化によって、市民の日常生活における様々な課題も発生している。そのひとつとして、地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、住民の連帯感や自治意識の低下が目立ってきている。核家族化、少子高齢社会の進展により住民同士の交流や相互扶助の意識が薄れた結果、日常生活に密着した課題、例えば、子育てへの支援、独居老人への支援・介護支援、防災・防犯などの安全対策など、もともと地域住民が助け合って取り組んできた問題も、地域の中で容易に解決していくことが困難な社会になりつつある。

このような時代背景の変化を見越して、本市では地域社会づくりの拠点として、20数年前の昭和50年代前半より出張所機能と公民館機能を有する地区市民センターを市内23箇所に整備してきたところである。当地区市民センターにおいては、福祉・文化・健康づくり・人権等様々な分野における地域住民の活動拠点としてその機能を発揮している。

また、それだけでなく市民の間では、自治会等とは性格を異にするNPO団体やボランティア団体による取り組みをはじめ、高校などの学校活動を通じたボランティア活動も活発化している。

そこで、本市は、このような新たな団体の発掘・育成支援に努めるとともに、今後大量に発生することが予想される退職者の活用も視野に入れながら、各団体と自治会、行政との有機的連携をより一層図りながら地域課題を解決し、地域コミュニティをさらに充実させていくことで、自主自立の元気な地域社会づくりを

進めていくことを目指している。

また、本市が平成16年3月に策定した「四日市市行政経営戦略プラン」（総合計画の具体化策を示したもの）において、市民の行政分野への参加促進とNPOの活性化は重点事業とされており、生活バスや防犯パトロール活動など様々な分野で、市民活動の展開がなされた。平成19年3月に策定した「四日市市第2次行政経営戦略プラン」においても、市民活動支援事業を重点事業に位置付けており、引き続き市民活動の活性化に向けた取組みを進めていくこととしている。

■ 地域コミュニティ活性化への取り組み

（地区市民センター）

現在、市内23箇所ある地区市民センター（市の出張所と公民館）に、民間出身の地域マネージャーを各種委員として配置し、地域住民主体の地域社会づくりを進めている。

（市民活動ファンドの強化）

寄付金を原資に公益信託制度を活用し平成12年度に創設した「四日市市民活動ファンド」を通じて市民活動助成を行ってきたが、新たに当該ファンドへ資金を投入することによりNPO法人への支援を強化する。

（個性あるまちづくり支援事業の強化）

新たに芽生えてくる市民活動団体の発掘・育成を重点的に進めるため、平成16年度に「個性あるまちづくり支援事業」を創設したところであり、今後は当事業のさらなる拡充を図る。

（市民活動団体間ネットワーク形成の推進）

上記制度の活用により発掘した団体情報を基に、団体間の情報交換ネットワークづくりを進め、団体毎の個々の活動に留まらない横断的な活動の展開を進めている。

すでに、防犯活動分野においては、平成16年7月に「個性あるまちづくり支援事業」応募13団体（現在19団体）を中心として、その他3警察署と市により「四日市市地域防犯協議会」を立ち上げた。毎月1回会議を開催し、会員相互の意見交換や必要な情報提供を行い、団体間および団体と行政間の緊密な連携を図りながら、地域防犯対策を推進している。

「安全なまちづくりは、良好な近隣関係から」をモットーに、NPO法人、自治会、青少年育成団体、自主的有志の団体、地域をあげての団体など成り立ちがさまざまな団体が、団体の特色や地域の実情に応じた自主防犯活動を日々実践している。

会議は、既に会を重ねること29回（平成19年4月末現在）を数えるに至っている。この協議会での議論が、四日市発全国モデルとなった着脱可能な青色回転灯の規制緩和の実現への原動力となったほか、平成18年9月には、協議会の活動の趣旨や各団体が実際の活動で得たノウハウなどを情報提供することにより、市内における自主防犯活動の輪がさらに広がるよう、自らの企画、運営により、シンポジウムも開催しており、団体として着実にステップアップを果たしているところである。

これをモデルとして、例えば環境分野など様々な分野において、市民活動団体と

市の関係部局との関係強化のための協議の場であるネットワークの形成に積極的に取り組んでいくものである。

【活動事例】

「別山安全なまちづくり推進委員会」の取り組みは、平成16年12月から運用が開始された「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱い（警察庁・国土交通省）」が新たに認められるきっかけとなるなど、四日市発の全国的なモデルとしてその活動実績が評価されている。この制度改正にあたっては、市・県・警察3者による綿密な連携と、活動実績のある住民団体との協働による取り組みが大きな推進力になったものである。

市としては、上記青色回転灯の使用に係る申請要件をクリアすべく、平成16年11月17日付けで4団体24名に「四日市市地域防犯活動推進員」としての委嘱を行い、市民団体の活動意欲を支援してきたところである。また、当該団体は、平成17年4月にNPO法人の認証も取得するなど、その取り組みは、地域の健全なコミュニティづくりという面からも市内の地域が目指すモデル的な存在となっており、市としてもこの団体のさらなる発展に期待している。（平成19年4月1日現在9団体、26名）

（NPOによる地域通貨制度との連携強化）

上記のような行政の取り組みの一方で、中間支援NPO法人としてNPO資金サポートシステム「循環者ファンド（Jファンド）」が平成16年10月に本格運用に入ったところである。そこで、本市としては、行政とNPOを支援する中間支援NPOが有機的に連携を図ることにより、NPO間のネットワークづくりをより一層積極的かつ強力に推進出来るような仕組みを早急に構築していきたいと考えている。

【Jファンドの概要】

循環者ファンド（通称Jファンド）は、寄付に対して地域通貨Jマネーが発行され、それが地域で普及循環することでまちづくりが促進され地域経済へのインパクトとなることを目指している。

このシステムでは、寄付を受けようとするNPOが事務局に登録を行い、市民は事務局を通じて公開された団体情報をもとに団体を指定して寄付を行う。事務局は寄付額の20%を手数料として差し引き、残り80%は指定されたNPOへと渡る。寄付者は寄付と引き換えに同額の「Jマネー」を受け取り、協力店等でその利用が可能となる。事務局は「Jマネー」の受け入れ協力店や企業・個人を探すなど重要なコーディネート役を果たすことになる。

現在、寄付総額は約320万円、協力店舗数約73店、登録NPOは31団体となっている。

（実業系高校における人材育成）

本市は臨海部工業地帯を中心に産業都市として発展してきたが、地域経済の持続的展開のためには、産業を支えてきた実業系高校の人材育成・人材活用も大きな使命である。そこで、こうした実業系高校とNPOとの協働により、高校生のまちづくりへの参画機会を創出するとともに、経済社会の疑似体験を通して若年層の就労

意欲の向上を図る取り組みを進める。事業実施にあたっては、上記「Jファンド」のマーケット構築の一環として位置づけ実証実験として取り組む計画である。

(退職者の人材活用)

団塊世代の定年退職期到来を控え、特に産業集積の高い本市においては、今後、在職中に身に付けた様々な技術・技能を持つシニア資源の活用が望まれている。そのため、こうした人材を地域でしっかり受けとめるための仕組みづくりが必要となる。そこで、その技術・技能と地域課題をマッチングさせることにより、退職者たちが地域において、市民活動に積極的に参加し、その中心として活躍いただけるような仕組みをNPO法人により構築していく。

(自主防犯活動を通じたコミュニティの形成)

自らの手で安全なまちづくりを進めている自主防犯活動団体の協議会組織が、コミュニティ形成事業に取り組むことにより、良好な近隣関係を構築し、自主防犯活動の輪を広げることへつなげていく。

(新たな協働事業への展開)

NPOと行政が企画段階から協働して取り組むことにより、実施段階においてもそれぞれの役割分担、責任分担のもと、より効率的・効果的な取り組みを目指すものである。

(市民活動の活性化を通じた地域コミュニティの再生)

以上のような取り組みを通じ、市民活動を活発化させ、それらを有機的に結びつけることでさらなる地域コミュニティの充実を図り、市民主体で地域課題に対応できるような自主自立の地域社会づくりを目指す。

■ 取り組みの目標

①個性あるまちづくり支援事業による助成団体数

平成16年度実績48団体 ⇒ 平成17～19年度新規に25団体/年

個性あるまちづくり支援事業採択団体からのNPO法人認証団体数

⇒ 平成19年度までに5団体(約2%)

②市民活動団体間(例えば活動分野別)のネットワークの形成

平成16年度実績1協議会(地域防犯協議会)

⇒ 平成19年度までに5分野

③個性あるまちづくり支援事業や市民活動ファンド等の助成団体と行政との協働による新たな事業の展開

⇒ 平成19年度までに5事業

例：防犯啓発業務をNPOと協働で企画し、実施段階においても行政とNPOの役割分担のもとに事業展開を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地域コミュニティの希薄化による様々な課題に対し、市民活動を活発化させる

ことにより元気な地域社会づくりを進める。そのため、市の「個性あるまちづくり支援事業」や公益信託制度を活用した「市民活動ファンド」による市民活動団体への支援を強化するとともに団体間の情報交換ネットワークの形成を促進する。また、その活動拠点となる市内23箇所の地区市民センターの環境整備や組織体制の検討を進める。

一方、本市の産業や市民活動の将来を担う人材育成を目的として、高校生などに擬似的なビジネス体験をしていただく事業にNPOが取り組む。また、産業都市という本市の特性から、今後増加する優れた技能・技術を持った多くの退職者を有効活用し、地域におけるニーズや課題とマッチングさせることにより、地域において市民活動に積極的に参加し、その中心として活躍いただけるような仕組みをNPOにより構築する。

さらに、市民自らの手で安全なまちづくりを推進していくことを目的として、自主防犯活動を通じたコミュニティ形成事業に自主防犯活動団体の協議会組織が取り組み、良好な近隣関係を構築する。

このような事業を展開していくなかで、行政との情報交換を深めながら、NPO間の新たな関係創出が円滑に進むような仕組みを構築する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

【C2001】 市民活動団体等支援総合事業

① スチューデント・エコノミー構築事業（平成17年度）

中間支援NPOと実業系高校との協働により、地域通貨を媒体とした擬似的な社会経済システム「スチューデント・エコノミー四日市」を実施した。当事業は、高校の実習活動における成果物を地域通貨によって流通させることにより、高校生が各種の経済活動を実体験するとともに、地域通貨の流通促進イベントなどへの参画を通じて、まちづくりにも積極的に関わっていくものである。

高校生がビジネスの世界を疑似体験することで、働くことの楽しさ、厳しさ、面白さを実感するとともに職業能力も向上し、実際に社会に出てから本市の産業経済活性化に資する有為な人材として活躍することが大いに期待できる。さらに、企画段階から多様な団体による協働作業が行ったことにより、それぞれの明確な責任分担に基づくまちづくりが推進されたところである。

② 「シニアまちづくり人材バンク」構築事業（平成18年度）

四日市大学との連携も図りながら取り組んでいる、市内に約1万5千人いる団塊世代の人材活用策。在職中に身に付けた様々な技術・技能を持つ人材が、退職後も地域において市民活動に積極的に参加し、活躍できる仕組みとして、持てる技術・

技能と地域の市民ニーズとをマッチングさせる「シニアまちづくり人材バンク」構築事業に取り組んだ。

まず、企業退職者等に対し学習機会を提供することにより、人材の掘起しやシニアの技術・技能を地域に活かすための基盤づくりを行うため、四日市大学と連携し、「シニアまちづくり人材」養成講座を開催した。

次に、「シニアまちづくり人材」養成講座を修了した者や一般の参加希望者を、技術・技能別に「シニアまちづくり人材バンク」へ登録するとともに、「地域ニーズバンク」によりまちづくりの多様なニーズを顕在化させ、それらをマッチングさせるシステムを創出に取り組んだ。愛称も「人材ポケットよっかいち」とし、多くの参加者を得ているところである。支援措置による取組みが終了した後も、インターネットラジオシステムを使った情報発信など新たな取組みも始められており、更なる活動の広がりを見せているところである。

③ 自主防犯活動による地域コミュニティの「輪・話・和」（平成19年度）

（目的）

近年の少子高齢化や核家族化は、人々の価値観・生活様式を多様化する一方、人々の結びつきを希薄なものとしながら、住民間の情報・価値観などの共有化を妨げてきた。その結果、地域での防犯機能は低下し、このことは犯罪が増加する一因にもなっているといえる。

このような中、本市における安全なまちづくりへの取組みとして、平成13年度に「四日市市安全なまちづくり条例」を制定した。その後条例に基づく施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成16年11月に「安全なまちづくり基本計画」を策定した。これは、地域での犯罪や事故の発生を防止することを目指すものであり、取組みの方針や「市民」「事業者」「行政」それぞれの役割を示したもので、計画の推進にあたっては、市民自らが主体となって、市はそれを側面から支援するものとしている。一方で、市民の防犯意識の向上から、安全なまちづくりに関連した防犯活動が活発化したこともあり、平成16年度に創設した「個性あるまちづくり支援事業」へ応募のあった団体を中心に地域防犯協議会が設立されたことは前述のとおりである。現在ではこの協議会を核として、安全なまちづくりへの取組みを進めているところである。

こうしたなか、活発な自主防犯活動を行っている団体が存在する地域は、波及効果として周辺地域に活動団体が増加するなど広がりが見えるが、それ以外の地域の活動は目立ちにくい現状がある。特に、これから活動を始めたいが、どうしたらいいのかわからないといった声が聞こえてくるのも事実である。こうした団体に対し、活動のきっかけとなる情報提供を行い、後押しすることにより、今後防犯活動の輪が全市的な広がりを見せ、市民活動による安全・安心のまちづくりを展開することが重要と考えている。

そのためには既に自主防犯活動を通じて良好な近隣関係を構築することにより、自らの手で安全なまちづくりを実践している防犯協議会を構成する団体が、青色回転灯を使用した自主防犯パトロールや登下校時の見守り活動など実際の活動で得たノウハウを直接提供することが効果的である。そこで、四日市市地域防犯協議会が、防犯活動の実践を通じて蓄積した自らのノウハウを他地域へ伝授する「自主防

犯活動による地域コミュニティの「輪・話・和」に取り組むものである。

(事業概要)

人材育成講座の開催

人づくりと防犯活動体験の場を提供するため、人材育成講座を開催する。協議会員自らが講師役となり、普段の活動で蓄積したノウハウを伝授するため、ワークショップも取り入れた手づくりの親しみやすい講座を目指すものである。

体験パトロールなど自主防犯活動への体験参加が可能な内容とするものである。これからはじめようとする初心者向けの講座や、活動中の団体のステップアップ向けの講座などコースを設ける。

シンポジウムの開催

人材育成講座の成果も踏まえて、広く情報発信する場として、シンポジウムを開催する。育成講座修了者も参加し、より活動の輪の広がっていくような内容とする。手づくり感にあふれた楽しく気楽に参加できる工夫を凝らしたシンポジウムにしていく。

この事業が掲げる「輪・話・和」とは、みんなで仲良く、「輪」＝手をつなぎ、「話」＝対話を重ねながら、「和」＝協力し合うような潤いのある地域コミュニティの形成を、市民が主体となって目指すというものである。本市が目指す市民活動による地域コミュニティの再生に向けた取組みの方向性とも合致するものである。

また、協議会員自らが講師役を担うことにより、他団体の活動をサポートしていくことは、協議会の中間支援機能の充実を果たすことができるものであり、この点からも、この事業は本市が狙いとする中間支援NPOの育成と合致するものである。

以上のように、全国でも例を見ない協議会組織が、元気な取組みを四日市から発信することにより、全国に広がりをもたせようとしている。「地域の元気は日本の元気」を象徴するモデルとなるような展開を目指していくものである。

5-3-2 支援措置によらない取組み

■ 市独自の取組み

(1) 行政内部の取組み

(地区市民センターにおける取組み)

平成15年度に市内23地区市民センターの一角に、各種団体の協議組織である「地域団体事務局」のスペースを設置し、地域団体の自主自立に向けた環境整備を進めている。また、各部局の個別補助金の統合により「地域社会づくり総合事業費補助金制度」を創設し、「地域団体事務局」の運営支援や地域の独自性を活かした様々な活動への支援を行っている。

(地域マネージャーの配置による民間発想の導入)

地区市民センターにおける地域社会づくりを推進するため、地域における市

民活動実績や民間企業での経験を活かし、地域と連携して課題解決にあたるため、民間出身の地域マネージャー（各種委員）の地区市民センターへの登用を進め、平成18年度に全23地区に配置を行ったところである。今後も地域マネージャーがより一層能力を発揮できるよう研修等を充実させていく。

（市民活動拠点としての地区市民センターの有効活用）

地区市民センターでは、戸籍等の窓口業務や地域社会づくりを中心とした公民館業務を行っているが、今後は地域社会づくり業務をより一層充実させていく必要があると考えている。地区市民センターは、市民・行政それぞれにとって地域活動の拠点として重要な既存ストックであり、より一層住民に使い易い形で有効活用を図り、地域の自主自立を促進する必要がある。そのため、将来的には、地区市民センターのコミュニティーセンター化も視野に入れながら、その組織体制についても鋭意検討を進める。

（市民協働推進会議の設置）

市民活動の一層の活性化を図るとともに、市民協働によるまちづくりへの取組みを全庁的に強化し、推進していくため、関係16課長から構成される「四日市市民協働推進会議」を平成18年12月に設置し、幅広く協議を行っている。

具体的には、市民協働にかかる各部局の現行制度の整理並びに見直しに関することや、各部局における市民活動団体とのネットワークづくりなどについて、全庁的な視点からの協議・検討を行っている。また、市民協働を推進していくための、基本理念となるような条例等についても、他都市の事例も参考にしながら検討を始めたところである。

「市民が主役のまちづくり」の実現に向けて、今後さらに議論を深めていくことにより、庁内における意識の共有を図るとともに、各部局の連携もより一層強化し、全庁的に一丸となって具体的な施策を展開していくものである。

（2）NPO団体等育成の取り組み

①「四日市市民活動ファンド」

平成12年度にNPO団体「四日市NPOひろば」と「四日市市」が設置者となり、公益信託制度を活用して設立した制度であり、当初は約10,000千円の寄付金を原資に、これまで44団体に対し総額約12,000千円を助成してきた実績がある。平成17年度末現在の残高は約3,700千円と原資が減少しており、NPO団体に広く支持されてきた当制度の充実に向けた取組みを進める。

（NPOの現状）

四日市市民活動ファンドが設立された平成12年度末の市内NPO法人数は、16団体であったが、平成18年4月現在77団体と5倍近くに増加しており、NPO個々の活動は活発化している。また、市としても、委託事業が主であるものの、「ファミリー・サポート・センター」の運営、「子供と若者の居場所」づ

くり事業、「羽津山緑地の管理」など各部局においてNPO団体と協働しているところである。今後は、NPO団体間のネットワークづくりのための中間支援組織として、多様な領域のNPOの自発的連携組織や地域通貨「Jマネー」を活用した展開を図っているNPOを積極的に支援し、団体間の新たな関係創出を促進する。

②「個性あるまちづくり支援事業」

地域コミュニティのさらなる活性化を図るためには、自治会等の既存団体への支援だけでなく、新たに芽生えた有志や市民グループ等を積極的に発掘・育成していくことが重要と考えており、そのための支援策として、先駆的で夢ある公益活動を行う団体への助成制度「個性あるまちづくり支援事業」を平成16年度に創設した。

個性あるまちづくり支援事業助成実績（平成16～18年度）

年度	枠	種別	応募	採用	総助成額	平均額	予算額
16年度	一般	立ち上げ期	34	28	2,229千円	80千円	10,000千円
		立ち上げ期以外	29	20	7,798千円	390千円	
17年度	一般	立ち上げ期	11	9	900千円	100千円	15,500千円
		立ち上げ期以外	39	32	10,222千円	319千円	
	防犯	立ち上げ期	2	2	198千円	99千円	
		立ち上げ期以外	10	10	2,580千円	258千円	
18年度	一般	立ち上げ期	10	10	867千円	87千円	18,490千円
		立ち上げ期以外	29	26	9,730千円	374千円	
	防犯	立ち上げ期	7	6	600千円	100千円	
		立ち上げ期以外	15	15	2,877千円	192千円	
	子ども見守り	立ち上げ期	33	33	3,300千円	100千円	

（主な活動内容）

良好な近隣関係構築のための防犯活動、里山保全活動、地場産業（萬古焼）を活かしたまちづくり、障害者や子育て支援、ゴミ問題等の生活環境改善、雑木林と化した城跡の復元、カルタを使った人権啓発活動、子ども見守り活動等

③「個性あるまちづくり支援事業」と「四日市市民活動ファンド」制度の強化

実施主体：四日市市

当該両制度の役割分担を明確化するため、平成17年度からNPO法人については「市民活動ファンド」で対応することとし、これまで寄付金のみを原資としてきた当該ファンドへ新たに出捐を行っている。またNPO法人以外の任意団体については「個性あるまちづくり支援事業」で扱うこととし、限度額や補助率の変更を行うなど、より市民団体の実情にあった形に改正を行ったうえ

で予算を拡充した。

(平成 16 年度:10,000 千円 ⇒ 平成 17 年度:20,000 千円 ⇒ 平成 18 年度:
23,000 千円 ⇒ 平成 19 年度:22,300 千円)

また、市民ニーズに対応するため、平成 17 年度から防犯活動分野において「個性あるまちづくり支援事業」に「防犯活動特別枠」を設け、市内全域への情報交換のネットワークの拡大を推進している。

さらに平成 18 年度は、地域による子どもの見守り強化のため、子ども見守り枠を設置し、学校や P T A などによる新たな自主防犯活動に取り組む団体の発掘・育成にも取り組んでいる。

平成 19 年度は従来の補助メニューに加え、これまで原則 3 年を限度に助成していたが、4 年目を迎えた団体を対象に、これまでの活動をより充実させ、他団体のモデルとなることを期待して「上級編」を新設したところである。

④地域再生計画推進事業の創設

この「市民活動による地域再生計画」と連携した国からの支援措置により、N P O が実施した事業については、その実績も考慮し、継続性の観点などから、市が独自に支援していく必要がある。そこで、これらの事業を対象に平成 19 年度に「地域再生計画推進事業」を新設した。これにより、地域に根付いた四日市独自の地域再生策として、市民の理解がさらに深まっていくよう、積極的に支援していくものである。

(3) 地産・地消推進事業

実施主体：四日市市

本市は、臨海部を中心とした工業都市である一方、全国第 3 位の生産量を誇る県内でも有数の伊勢茶の産地であり、近郊野菜など農業も大きな産業のひとつである。本市の農業振興を図るためには、身近な消費者である市民に対する地域内生産物への意識改革が重要であることから、市民に地産・地消の普及啓発を図るとともに、「食の安全・安心」に対する消費者ニーズの高まりに対応して消費者と生産者の相互理解を深めていく仕掛けが必要である。そのため、市において地産地消バスツアーなどの取り組みも進めているところである。

同様に、四日市農芸高校でも独自の取り組みが実施されており、当校との協働により実施した「スチューデント・エコノミー四日市」においても、市民に対して地産地消を提唱したところである。

6 計画期間

認定の日から平成 20 年 3 月末日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 「地域再生計画の目標」に基づき、

- (1) 個性あるまちづくり支援事業による助成団体数の増加割合
- (2) 個性あるまちづくり支援事業採択団体からNPO法人認証へと発展した団体数
- (3) 市民活動団体間（例えば活動分野別）のネットワーク形成のための協議会組織等の設置数
- (4) 市等からの助成事業を機に育った団体が、さらにレベルアップした形で行政との協働事業に発展した事業数
- (5) Jファンドにおいては、登録NPO数、協力店舗・企業数、寄付総額、Jマネー発行額などにより、当市において本計画の評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし